

<h1>高知県公報</h1>	発行
	高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目 次

条 例	ページ
◎高知県税条例等の一部を改正する条例（3・31揭示）	2

公布された条例のあらまし

◆高知県税条例等の一部を改正する条例（高知県条例第22号）

- 1 条例改正の目的
地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）の施行による地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正等に伴い、個人の県民税、不動産取得税、軽油引取税及び自動車税について必要な改正をすることとした。
- 2 主要な内容
 - (1) 個人の県民税
 - ア 給与所得者の扶養親族申告書、公的年金等受給者の扶養親族申告書及び退職所得申告書について、これらの申告書の提出の際に經由すべき者が電磁的方法によるこれらの申告書に記載すべき事項の提供を適正に受けることができる措置を講じていること等一定の要件を満たす場合には、これらの申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができることとする等の措置を講ずること。（第40条の4、第40条の5及び第45条の7）
 - イ 住宅借入金等特別額控除について、一定の場合に、適用期限を令和17年度分の個人の県民税まで延長する等の措置を講ずること。（付則第35条）
 - (2) 不動産取得税
サービス付き高齢者向け住宅である一定の新築貸家住宅の用に供する土地の取得等に係る税額の減額措置等の適用期限を延長すること。（付則第17条の2から第19条まで及び第21条）
 - (3) 軽油引取税
 - ア 軽油の引取りに係る課税免除の特例措置について、その適用期限を令和6年3月31日まで延長すること。（付則第22条の4第1項）
 - イ 次に掲げる軽油の引取りについて、課税免除の特例措置の対象から除外すること。（付則第22条の4第1項）
 - (ア) 鋳さいバラス製造業を営む者（中小事業者等を除く。）が専ら鋳さいの破砕等のために使用する機械の動力源の用途に供する軽油の引取り
 - (イ) 産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物処分業者（これらの者のうち中小事業者等を除く。）が専ら産業廃棄物の処分のために使用する機械（一般廃棄物の処分のために使用することが必要であると認められるものを除く。）の動力源の用途に供する軽油の引取り
 - ウ 課税免除の特例措置に係る軽油の引取りを行おうとする者であることを証する書面の有効期間は、知事が定める期間を経過する日が令和6年3月31日以後に到来する場合には、同日までとすること。（付則第22条の4第2項）
 - (4) 自動車税
 - ア 環境性能割の税率ごとの対象となる自動車に係る要件を見直すこと。（第147条）
 - イ 環境性能割の非課税措置等の適用期限の延長等を行うこと。（付則第22条の8から第22条の10まで）
 - ウ 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ない自動車は税率を軽減し、初回新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重課する種別割の特例措置の延長等を行うこと。（付則第23条）
 - (5) その他所要の規定の整備を行うこと。
- 3 施行期日

この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。

条 例

高知県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
令和3年3月31日（揭示済）

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第22号

高知県税条例等の一部を改正する条例

（高知県税条例の一部改正）

第1条 高知県税条例（昭和33年高知県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第40条の4第4項中「所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて法第45条の3の2第4項に規定する総務省令で定めるものをいう。以下同じ。）による当該申告書に記載すべき事項の提供を適正に受けることができる措置を講じていることその他の政令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改め、「（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて法第45条の3の2第4項に規定する総務省令で定めるものをいう。次条第4項において同じ。）」を削る。

第40条の5第4項中「所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「電磁的方法による当該申告書に記載すべき事項の提供を適正に受けることができる措置を講じていることその他の政令第8条の2の3において読み替えて準用する政令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改める。

第45条の6第1項中「当該各号」を「それぞれ当該各号」に改め、同項第1号中「次条」を「次条第1項」に改め、「本条において」を削る。

第45条の7に次の3項を加える。

2 前項の場合において、退職所得申告書がその提出の際に經由すべき退職手当等の支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された時に同項に規定する市町村長に提出されたものとみなす。

3 第1項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に經由すべき退職手当等の支払者が電磁的方法による当該退職所得申告書に記載すべき事項の提供を適正に受けることができる措置を講じていることその他の政令第8条の4の2において読み替えて準用する政令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、法第50条の7第3項に規定する総務省令で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

4 前項の規定の適用がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払者に受理されたとき」とあるのは「支払者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。

第141条の4第2項中「当該各号」を「それぞれ当該各号」に改める。

第147条第1項中「同条第2項」を「同条第2項及び第3項」に改め、同項第1号ア（ア）中「第41条」を「第41条第1項」に改め、同号ア（イ）中「令和2年度以降」を「令和12年度以降」に、「「令和2年度基準エネルギー消費効率」という。）」を「「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の65を乗じて得た数値」に改め、同号アに次のように加える。

(ウ) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であって令和2年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「令和2年度基準エネルギー消費効率」という。)以上であること。

第147条第1項第1号イ(イ)中「令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の110」を「令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75」に改め、同号イに次のように加える。

(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第147条第1項第1号ウ中「又はトラック」を削り、同号ウ(イ)中「基準エネルギー消費効率であって平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。))に100分の115を乗じて得た数値」を「令和2年度基準エネルギー消費効率」に改め、同号オ中「第157条第1項第1号ホ」を「第157条第1項第1号ヘ」に改め、同号オ(イ)中「100分の110」を「100分の115」に改め、同号オを同号カとし、同号エ中「第157条第1項第1号ニ」を「第157条第1項第1号ホ」に改め、同号エ(イ)中「100分の105」を「100分の110」に改め、同号エを同号オとし、同号ウの次に次のように加える。

エ 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第1項第1号ニに規定する総務省令で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であって平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の120を乗じて得た数値以上であること。

第147条第1項第2号ア(ア)中「第41条」を「第41条第1項」に改め、同号ア(イ)中「令和2年度基準エネルギー消費効率」を「令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の65を乗じて得た数値」に改め、同号アに次のように加える。

(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第147条第1項第2号イ(イ)中「令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の110」を「令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75」に改め、同号イに次のように加える。

(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第147条第1項第3号エを削り、同号ウ中「第157条第1項第3号ハ」を「第157条第1項第3号ホ」に改め、同号ウ(ア) a 中「第41条」を「第41条第1項」に、「第149条第1項第6号ニ(1)(i)」を「第149条第1項第6号ヘ(1)(i)」に改め、同号ウ(ア) b 中「第41条」を「第41条第1項」に、「第149条第1項第6号ニ(1)(ii)」を「第149条第1項第6号ヘ(1)(ii)」に改め、同号ウを同号オとし、同号イ中「第157条第1項第3号ロ」を「第157条第1項第3号ニ」に改め、同号イ(イ)中「100分の110」を「100

分の115」に改め、同号イを同号エとし、同号ア中「第157条第1項第3号イ」を「第157条第1項第3号ハ」に改め、同号ア(ア) a 中「道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法第149条第1項第6号イに規定する総務省令で定めるもの(以下この条において「平成30年軽油軽中量車基準」という。))」を「平成30年軽油軽中量車基準」に改め、同号ア(ア) b 中「道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法第149条第1項第6号イに規定する総務省令で定めるもの(以下この条において「平成21年軽油軽中量車基準」という。))」を「平成21年軽油軽中量車基準」に改め、同号ア(イ)中「100分の105」を「100分の110」に改め、同号アを同号ウとし、同号イにア及びイとして次のように加える。

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第1項第3号イに規定する総務省令で定めるもの

(ア) 道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法第149条第1項第6号イ(1)に規定する総務省令で定めるもの(以下この条において「平成30年軽油軽中量車基準」という。)又は同法第41条第1項の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で同号イ(1)に規定する総務省令で定めるもの(以下この条において「平成21年軽油軽中量車基準」という。)に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の65を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第1項第3号ロに規定する総務省令で定めるもの

(ア) 平成30年軽油軽中量車基準又は平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第147条第2項中「第4項」を「第4項及び第5項」に改め、同項第1号ア中「営業用の」を削り、同号ア(イ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110」を「令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の60」に改め、同号アに次のように加える。

(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第147条第2項第1号イを削り、同号ウ中「第157条第2項第1号ハ」を「第157条第2項第1号ロ」に改め、同号ウ(イ)中「100分の110」を「100分の115」に改め、同号ウを同号イとし、同号エ中「第157条第2項第1号ニ」を「第157条第2項第1号ハ」に改め、同号エ(イ)中「以上」を「に100分の105を乗じて得た数値以上」に改め、同号エを同号ウとし、同号オ中「第157条第2項第1号ホ」を「第157条第2項第1号ニ」に改め、同号オ(イ)中「100分の105」を「100分の110」に改め、同号オを同号エとし、同項第2号を次のように改める。

(2) 石油ガス自動車(乗用車に限る。)のうち、次のいずれにも該当するもので法

第157条第2項第2号に規定する総務省令で定めるもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(ア) 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(イ) 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の60を乗じて得た数値以上であること。

ウ エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第147条第2項第3号エを削り、同号ウ中「第157条第2項第3号ハ」を「第157条第2項第3号ニ」に改め、同号ウを同号エとし、同号イ中「第157条第2項第3号ロ」を「第157条第2項第3号ハ」に改め、同号イ(イ)中「100分の105」を「100分の110」に改め、同号イを同号ウとし、同号ア中「第157条第2項第3号イ」を「第157条第2項第3号ロ」に改め、同号ア(イ)中「以上」を「に100分の105を乗じて得た数値以上」に改め、同号アを同号イとし、同号イにアとして次のように加える。

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第2項第3号イに規定する総務省令で定めるもの

(ア) 平成30年軽油軽中量車基準又は平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の60を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第147条第3項中「次項」を「次項及び第5項」に改め、同条第4項中「第1項(第1号アからウまで)」を「第1項(第1号アからエまで)」に、「第2項(第1号アからウまで)」を「第2項(第1号ア及びイ)」に、「規定は、」を「規定は、令和12年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として法第149条第2項に規定する総務省令で定める方法並びに」に、「法第149条第2項」を「同項」に改め、同項の表を次のように改める。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第1項第1号ア(イ)	令和12年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の65を乗じて得た数値	平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「平成22年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の141を乗じて得た数値
第1項第1号ア(ウ)	基準エネルギー消費効率であって令和2年度以降の各年度において適用されるべきもの	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150を乗じて得た数値

	として定められたもの（以下この条において「令和2年度基準エネルギー消費効率」という。）	
第1項第1号イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75を乗じて得た数値	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の162を乗じて得た数値
第1項第1号イ(ウ)及びイ(イ)	令和2年度エネルギー消費効率	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150を乗じて得た数値
第1項第1号エ(イ)	基準エネルギー消費効率であって平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の120を乗じて得た数値	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150を乗じて得た数値
第2項第1号ア(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の60を乗じて得た数値	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値
第2項第1号ア(ウ)	令和2年度基準エネルギー消費効率	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150を乗じて得た数値
第2項第1号イ(イ)	平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の144を乗じて得た数値

第147条に次の1項を加える。

- 5 第1項(第1号ア及びイ、第2号並びに第3号ア及びイに係る部分に限る。)及び第2項(第1号ア、第2号イ及び第3号アに係る部分に限る。)の規定は、令和12年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として法第149条第3項に規定する総務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であって、令和2年度基準エネルギー消費効率及び平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として同項に規定する総務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定している自動車について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
---------	-----------	---------

第1項第1号ア(イ)	令和12年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の65を乗じて得た数値	令和2年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「令和2年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の94を乗じて得た数値
第1項第1号イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75を乗じて得た数値	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の109を乗じて得た数値
第1項第2号ア(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の65を乗じて得た数値	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の94を乗じて得た数値
第1項第2号イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75を乗じて得た数値	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の109を乗じて得た数値
第1項第3号ア(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の65を乗じて得た数値	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の94を乗じて得た数値
第1項第3号イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75を乗じて得た数値	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の109を乗じて得た数値
第2項第1号ア(イ)、第2号イ及び第3号ア(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の60を乗じて得た数値	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の87を乗じて得た数値

第150条第1項中「当該各号」を「それぞれ当該各号」に改める。
 第155条の3第1号中「により登録を受けた」を「第4条の規定による登録を受けている」に改める。
 第155条の4第1項第3号ア(ア)中「。付則第23条第1項において同じ」を削る。
 付則第17条の2中「令和3年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。
 付則第18条第1項中「令和3年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。
 付則第18条の2、第18条の3第1項及び第18条の4第1項中「令和3年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。
 付則第19条第1項及び第3項中「令和3年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。
 付則第21条第1項から第3項までの規定中「令和3年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

付則第22条の4第1項中「令和3年3月31日」を「令和6年3月31日」に改め、同項の表2の項中「レーダー」を「、レーダー」に改め、同表3の項中「で、道路運送車両法」を「（道路運送車両法に、「以外のもの」を「を除く。））」に改め、同表9の項中「営む者の」を「営む者（租税特別措置法第10条第8項第6号に規定する中小事業者又は同法第42条の4第8項第7号に規定する中小企業者（以下この表において「中小事業者等」という。）に限る。）の」に改め、同表14の項中「をいう」を「をいう。以下この項において同じ」に、「除く。）」を「除く。）で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第12項に規定する産業廃棄物処分業者又は同法第14条の4第12項に規定する特別管理産業廃棄物処分業者（これらの者のうち中小事業者等を除く。）が廃棄物の埋立地内において専ら産業廃棄物の処分のために使用するもの（一般廃棄物の処分のために使用することが必要であると認められるものを除く。）以外のもの」に改め、同条第2項中「令和3年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

付則第22条の8第1項中「令和3年3月31日」を「令和5年3月31日」に改め、同条第2項中「同条第4項」を「同条第4項及び第5項」に、「第2号イ」を「第2号イ若しくは第3号イ（これらの規定を同条第5項において読み替えて準用する場合を含む。））」に、「令和3年3月31日」を「令和3年12月31日」に改め、同条に次の2項を加える。

3 第147条第1項第3号に規定する軽油自動車（以下「軽油自動車」という。）のうち、同号ア(ア)に規定する平成30年軽油軽中量車基準（付則第23条において「平成30年軽油軽中量車基準」という。）又は同号ア(ア)に規定する平成21年軽油軽中量車基準（付則第23条において「平成21年軽油軽中量車基準」という。）に適合する乗用車（法第149条第1項第6号イ及びロに掲げる乗用車を除く。）に対しては、当該軽油自動車の取得が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に行われたときに限り、第142条第1項の規定にかかわらず、自動車税の環境性能割を課さない。

4 第147条第1項第3号ア若しくはイ又は第2項第3号アに掲げる軽油自動車に対しては、当該軽油自動車の取得が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に行われたときに限り、第142条第1項の規定にかかわらず、自動車税の環境性能割を課さない。

付則第22条の9中「同条第4項」を「同条第4項及び第5項」に改める。

付則第22条の10第1項中「令和3年3月31日」を「令和5年3月31日」に改め、同項第1号中「令和2年度」を「令和7年度」に改め、同条第2項中「令和3年3月31日」を「令和5年3月31日」に、「30人未満の付則第22条の10第2項に規定する路線バス等」にあっては、「30人以上の付則第22条の10第2項に規定する路線バス等のうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供する自動車（空港法（昭和31年法律第80号）第2条に規定する空港又は同法附則第2条第1項の政令で定める飛行場を起点又は終点とするもので法附則第12条の2の13第2項に規定する総務省令で定めるものに限る。）にあっては800万円、乗車定員30人未満の付則第22条の10第2項に規定する路線バス等」に改め、同項第1号中「令和2年度」を「令和7年度」に改め、同条第3項中「令和3年3月31日」を「令和5年3月31日」に改め、同項第1号中「令和2年度」を「令和7年度」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 車両総重量（道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。以下この条において同じ。）が8トンを超え20トン以下のトラック（法附則第12条の2の13第

4項に規定する総務省令で定めるけん引自動車及び被けん引自動車を除く。次項において同じ。）であって、同法第41条第1項の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた横滑り及び転覆に対する安全性の向上を図るための装置（以下この条において「車両安定性制御装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で法附則第12条の2の13第4項に規定する総務省令で定めるもの（次項において「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。）、同法第41条第1項の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた前方障害物との衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この条において「衝突被害軽減制動制御装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で法附則第12条の2の13第4項に規定する総務省令で定めるもの（次項において「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。）、同法第41条第1項の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置（以下この条において「車線逸脱警報装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で法附則第12条の2の13第4項に規定する総務省令で定めるもの（次項において「車線逸脱警報装置に係る保安基準」という。）及び同法第41条第1項の規定により令和4年5月1日以降に適用されるべきものとして定められた左側面への衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この条において「側方衝突警報装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で法附則第12条の2の13第4項に規定する総務省令で定めるもの（第6項において「側方衝突警報装置に係る保安基準」という。）のいずれにも適合するものうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置、車線逸脱警報装置及び側方衝突警報装置を備えるもの（同条第4項に規定する総務省令で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第146条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和3年10月31日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から525万円を控除して得た額」とする。

付則第22条の10第5項中「第1号から第3号までに掲げる自動車にあっては当該自動車の取得が令和元年11月1日から令和3年3月31日までに行われたときに限り、第4号に掲げる自動車にあっては当該自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年3月31日まで」を「当該自動車の取得が令和3年10月31日まで」に改め、同項第1号中「バス等」を「乗用車（法附則第12条の2の13第5項第1号に規定する総務省令で定めるものに限る。）又はバス（同号に規定する総務省令で定めるものに限る。）（次号において「バス等」という。）」に、「第41条」を「第41条第1項」に、「同条」を「同項」に改め、同項第2号から第4号までの規定中「第41条」を「第41条第1項」に、「同条」を「同項」に改め、同条第6項を削り、同条第7項中「バス等又は車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラック若しくは車両総重量が20トンを超え22トン以下のトラック」を「車両総重量が8トンを超えるトラック（法附則第12条の2の13第6項に規定する総務省令で定める被けん引自動車を除く。）」に、「第41条」を「第41条第1項」に、「平成27年8月1日」を「令和4年5月1日」に、「車線逸脱警報装置に係る保安基準」を「側方衝突警報装置に係る保安基準」に、「車線逸脱警報装置」を「側方衝突警報装置」に、「附則第12条の2の13第7項」を「附則第12条の2の13第6項」に、「令和2年10月31日（バス等及び車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラックにあっては、令和元年10月31日）」を「令和5年3月31日」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「附則第12条の2の13第8項」を「附則第12条の2の13第7項」に改め、同項を同条第7項とする。

付則第23条第1項中「一般乗合用バス」を「一般乗合用バス（第155条の4第1項第3号ア(ア)に規定する一般乗合用バスをいう。）」に改め、同項第1号中「平成20年3月31日」を「平成22年3月31日」に改め、同項第2号中「第147条第1項第3号に規定する軽油自動車（次項第6号において「軽油自動車」という。）」を「軽油自動車」に、「平成22年3月31日」を「平成24年3月31日」に改め、同条第2項中「、当該自動車（自家用の乗用車及び自家用のキャンピング車を除く。）が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成31年度分の自動車税の種別割（法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもって課されるものに限る。）に限り、当該自動車が平成31年4月1日（自家用の乗用車及び自家用のキャンピング車にあっては、令和元年10月1日）から令和2年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の自動車税の種別割に限り」を削り、同項第2号中「第41条」を「第41条第1項」に、「法第149条第1項第2号イ」を「第147条第1項第1号ア(ア)a」に、「に適合する」を「（第5項第2号において「平成30年天然ガス車基準」という。）に適合する」に、「以下この号」を「以下この条」に改め、同項第3号中「充電機能付電力併用自動車」を「充電機能付電力併用自動車（第5項第3号において「充電機能付電力併用自動車」という。）」に改め、同項第4号中「次項第1号」を「以下この条」に、「同条第1項第1号ア(ア)b」を「同号ア(ア)b」に、「同条第1項第1号ア(イ)」を「同号ア(ウ)」に改め、同項第5号中「次項第2号」を「以下この条」に、「同条第1項第2号ア(ア)b」を「同号ア(ア)b」に改め、同項第6号中「第147条第1項第3号ア(ア)aに規定する」及び「同号ア(ア)bに規定する」を削り、同条第3項中「掲げる自動車」を「掲げる自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）」に改め、「、当該自動車（自家用の乗用車及び自家用のキャンピング車を除く。）が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成31年度分の自動車税の種別割（法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもって課されるものに限る。）に限り、当該自動車が平成31年4月1日（自家用の乗用車及び自家用のキャンピング車にあっては、令和元年10月1日）から令和2年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の自動車税の種別割に限り」を削り、同条第4項中「第2項（第4号及び第5号を除く。）」を「第2項第1号から第3号まで」に改め、同条に次の2項を加える。

5 次に掲げる自動車（自家用の乗用車を除く。）に対する第155条の4第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和5年度分の自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- (1) 電気自動車
- (2) 天然ガス自動車のうち、平成30年天然ガス車基準に適合するもの又は平成21年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので法附則第12条の3第5項第2号に規定する総務省令で定めるもの
- (3) 充電機能付電力併用自動車
- (4) ガソリン自動車（営業用の乗用車に限る。）のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の

4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が第147条第1項第1号ア(イ)に規定する令和12年度基準エネルギー消費効率（以下この条において「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので法附則第12条の3第5項第4号に規定する総務省令で定めるもの

(5) 石油ガス自動車（営業用の乗用車に限る。）のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので法附則第12条の3第5項第5号に規定する総務省令で定めるもの

(6) 軽油自動車（営業用の乗用車に限る。）のうち、平成30年軽油軽中量車基準又は平成21年軽油軽中量車基準に適合するものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので法附則第12条の3第5項第6号に規定する総務省令で定めるもの

6 次に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第155条の4第1項の規定の適用については、当該営業用の乗用車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の自動車税の種別割に限り、当該営業用の乗用車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和5年度分の自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので法附則第12条の3第6項第1号に規定する総務省令で定めるもの

(2) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので法附則第12条の3第6項第2号に規定する総務省令で定めるもの

(3) 軽油自動車のうち、平成30年軽油軽中量車基準又は平成21年軽油軽中量車基準に適合するものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので法附則第12条の3第6項第3号に規定する総務省令で定めるもの

付則第34条第1項中「次条において」を「以下」に改める。

付則第35条に次の1項を加える。

2 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における付則第9条の2第1項及び第3項並びに第9条の2の2第3項の規定の適用については、付則第9条の2第1項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、同項及び同条第3項並びに付則第9

条の2の2第3項中「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

付則第36条第1項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項」を「新型コロナウイルス感染症特例法第2条」に改める。

（高知県税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 高知県税条例の一部を改正する条例（令和2年高知県条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち、高知県税条例第48条第4項の改正規定中「第53条第51項」を「第53条第59項」に改め、同条例付則第12条の2第1項の改正規定中「「第34項又は第35項」」を「「第34項又は第35項」に、「法人税割額から」を「法人税割額（同条第42項（同条第45項及び第46項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定を適用しないで計算した金額とする。）から」に、「「第53条第36項から第39項まで及び第40項（同条第41項（同条第42項）に、「及び同条第31項」を「及び同条第42項」を「「第53条第36項から第38項まで、第41項（同条第45項及び第46条において読み替えて準用する場合を含む。）、第42項、第47項及び第48項（同条第49項（同条第50項）に、「及び同条第31項において」を「及び同条第50項において読み替えて」」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（個人の県民税に関する経過措置）

2 第1条の規定による改正後の高知県税条例（以下「新条例」という。）第40条の4第4項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う同項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日以前に行った第1条の規定による改正前の高知県税条例（次項において「旧条例」という。）第40条の4第4項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

3 新条例第40条の5第4項の規定は、施行日以後に行う新条例第40条の4第4項に規定する電磁的方法による新条例第40条の5第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日以前に行った旧条例第40条の4第4項に規定する電磁的方法による旧条例第40条の5第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

4 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日以前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（軽油引取税に関する経過措置）

5 新条例付則第22条の4第1項の規定は、施行日以後の軽油の引取りに対して課すべき軽油引取税について適用し、施行日以前の軽油の引取りに対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）

6 新条例の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、施行日以前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

7 新条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの自動車税の種別割については、なお従

前の例による。